

奈良市崖地応急対策工事費補助金交付 崖地の応急対策工事に補助します

【補助事業の概要】

崖崩れによる被害の拡大を防止し、周辺住民の安全を確保するために、崖地所有者等が行う応急対策工事に要する費用の一部を補助します

【補助金額】

補助金交付対象経費 × 1 / 2 (上限 60 万円)

【応急対策工事の主な例】

① 仮設防護柵工



② 土のう積工



③ 法面保護シート工



【補助対象となる要件】

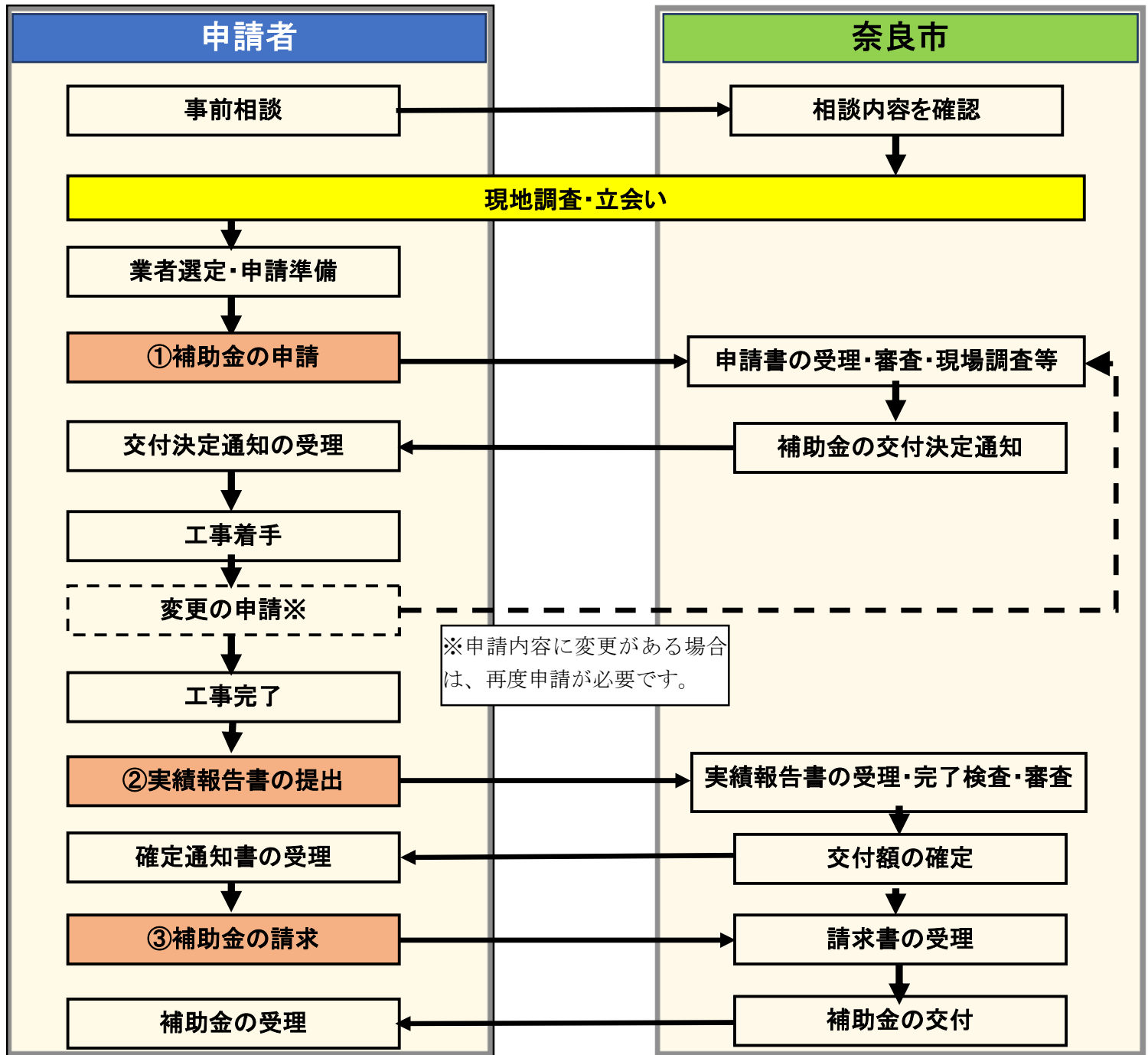
下記、全ての要件を備えた応急対策工事であること

- ① 奈良市内に存する崖地に係る応急対策工事であること
- ② 危険区域に居住用建築物があり、現に居住していること
- ③ 崩土除去、樹木等の除去が目的の工事ではないこと
- ④ 住宅や建物を建築することを目的とする工事又は宅地の分譲を業とする者が営業として行う工事でないこと
- ⑤ 建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者が施工する工事であること

崖地応急対策工事費補助事業範囲



補助金交付申請の流れ



①補助金申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書(第1号様式)
- 事業計画書
- 工事箇所の位置図
- 平面図・横断図・数量等がわかる図面
- 工事費の見積書

- 施工前の状況がわかる写真
- 工事箇所の公図の写し、登記事項要約書
- 崖地応急対策工事に関する崖地所有者の承諾書(申請者の土地でない場合)
- 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書
- 委任状(申請者が業者等に手続を委任する場合)

②実績報告書に必要な書類

- 補助金等実績報告書(第4号様式)
- 施工中の写真、施工後の状況写真
- 工事内訳書

- 契約書及び領収書の写し
(施工前と同じ箇所での撮影)
- 完成図面

③補助金交付に必要な書類

- 補助金等交付請求書(第6号様式)

- 通帳の写し(銀行口座番号の記載があるページ)及び相手方登録申請書